

【緊急対論】「食品消費税ゼロ」の意味:「ゼロ税率(0%で課税/免税)」か、「非課税」か?

【対論】 TCフォーラム研究報告 2026 年 4 号 **3.0+版** (2026 年 3 月 3 日改訂)

緊急対論

「食品消費税ゼロ」の意味

「ゼロ税率(0%で課税/免税)」か、「非課税」か?

つなぎは、**×**給付(還付)つき税額控除? **○**最低所得保障制度(UBI)では!

石村耕治 (TCフォーラム共同代表/白鷗大学名誉教授)

益子良一 (TCフォーラム共同代表/税理士)

2026年2月8日の衆議院選挙を前に、主要政党は競うように「食料品消費税ゼロ」のスローガンを掲げました。争点を潰す意図も見られ、各党がポピュリズム色の強い減税方針へと流れました。

しかし、この「ゼロ」が、「ゼロ税率(0%課税・免税)」なのか、「非課税」を意味するのかで正体不明でした。政党トップが出演したTVの討論会でも、「ゼロ税率(0%課税/免税)」と「非課税」の違いが十分に理解されていないことが明らかになりました。また、新聞報道では「非課税」と判断する動きもありました。しかし、この問題で記者が十分な知見を持っていないと思われるケースも少なくありませんでした。与党や財務省は、「非課税」扱いで、税収減どころか、実質大增税を狙っているとの見方もあります。

この違いは極めて大きいにもかかわらず、各党の選挙公約からは読み取れませんでした。まさに「ゼロのからくり」です。有権者自身によるファクトチェックも欠かせませんが、実際には難しかったはず。生活者も政治家も、専門知識がないままの感覚では、「ゼロ税率(0%課税・免税)」より「非課税」の方が“お得”に見えたかもしれません。しかし、実際は真逆です。食料品を「非課税」にしても、逆進性対策としての効果は期待できません。むしろ、使われ方次第では“増税の呼び水”になる可能性すらあります。

「非課税」となると、事業者は仕入れ時に支払った消費税を控除できず、「損税」【事業者が仕入にかかった消費税をコストとして負担してしまう問題】を抱え込むこととなります。価格転嫁が難しい零細事業者ほど負担が重くなるため、弱い立場の事業者にしわ寄せが集中します。医療機関が社会保険診療サービス「非課税」扱いによって高額機器などの購入時に仕入税額控除を受けられず、経営を圧迫している現状が、その典型例です。

消費者から見ると、「非課税」も「ゼロ税率(0%課税・免税)」も“税がかからない”という点では同じに見えます。しかし、「非課税」によって食料品販売事業者に発生した損税が価格に転嫁されれば、結果的に消費者が負担することになります。「非課

税」扱いは、見かけ上は“消費税がかからない”であっても、実質的には“増税の呼び水”になるという指摘は、この点に基づいています。

それから、消費税は、多段階型の付加価値税 (multi-stage VAT) です。単段階の小売売上税 (single-stage retail sales tax) とは異なります。食料品が「非課税」となれば、サプライチェーン (流通機構) の各段階での課税関係を考えないといけません。つまり、生産段階からスーパーなどの小売段階までの各ステージまでそれぞれ仕入と売上がどのような課税取扱いになるかを考えないといけません。大規模農家で、大型機械や備品、肥料、農薬など多額の購入をしないといけない事業者は、どのような課税取扱いになるのでしょうか？卸売事業者の場合はどうでしょうか？

一方、最終消費者を相手にしているスーパーマーケットや商店の段階では、社会保険診療サービスが非課税となっている医療機関と同様の問題が生じる可能性があります。インボイス制度で負担が増している零細事業者にとっては、なおさら厳しい状況となります。このように、食料品に対する消費税「非課税」措置の採用は真の意味での逆進対策にはなりません。事業者にも消費者にも望ましい制度とは言えません。消費税「非課税」とは、学問的には、「仕入課税/売上非課税」措置です。つまり、物品やサービスが、仕入は課税だが、売上は仕入控除ができない仕組みです。この仕組みが、生産、卸、小売りなど各ステージでどのように適用になるのか、しっかりと議論されていないのです。

一方「軽減税率」を採用すると、税制が「複雑」になります。これは、帳簿方式からインボイス方式への転換の経験からもわかります。事業者の損税を生まない「ゼロ税率 (0%課税・免税)」の選択こそが、事業者にも生活者 (消費者) にも最適な選択であると考えられます。ただ、ゼロ税率 (0%課税・免税) を選択する場合も、サプライチェーン (流通機構) の各段階での課税関係を考えないといけません。消費税は、最終消費者にだけ課税される小売売上税ではないからです。

選挙が終わりました。しかし、「食料品消費税ゼロ」が「ゼロ税率 (0%課税・免税)」なのか、「非課税 (仕入課税/売上非課税)」なのかは、いまだ明確ではありません。大勝した与党は、この問題を超党派？の法的根拠もはっきりしない [国民会議] で検討するとしています。つまり、国会ではなく、インサイダー (内輪) で議論し、たたき台をつくるとしています。有識者会議とかで「名ばかり合意」、いつものやり方です。選挙圧勝で独走、自分らに都合のよい人たちを集めた翼賛会で決めるやり方には大きな疑問符がつきます。

私たち国民は、ポピュリズム的な「食料品消費税ゼロ」のカラクリを暴き、真の生活者ファーストへとつなげないといけません。そのためには、政治の動きを監視し続ける必要があります。なぜなら、正体不明の「食料品消費税ゼロ」というスローガンは、結果として零細事業者や消費者にしわ寄せを生む危険性があるからです。

今回、石村耕治(TC フォーラム共同代表／白鷗大学名誉教授)と益子良一(TC フォーラム共同代表／税理士)に、キャッチボール形式で「食品消費税ゼロ」の問題点を深掘りしていただきました。
(TC フォーラム事務局)

《目次》

【プロローグ】

第1部 「食品消費税ゼロ」とは何か

- ◆“正体不明”の「食品消費税ゼロ」の公約
- ◆「ゼロ税率(0%で課税/免税)」と「非課税」の違いを知らないと危ない
- ◆「ゼロ税率(0%で課税/免税)」とは何か
- ◆「非課税」とは何か
- ◆農家など食品生産者の場合
- ◆酪農家の出荷する「生乳」は非課税ではない
- ◆八百屋の場合
- ◆スーパーの場合
- ◆飲食店の場合
- ◆ゼロ税率(0%で課税/免税)では、非課税で起きる問題は発生しない
- ◆だからこそ「ゼロ税率(0%で課税/免税)」と「非課税」を混同するのは危険
- ◆主要政党トップの「食品消費税ゼロ」の“誤解”
- ◆「一律減税(5%)」策の落とし穴
- ◆消費税(付加価値税)の枠内での逆進対策とは

第2部 オーストラリアの「食品消費税ゼロ税率(免税)」を深掘りする

- ◆オーストラリアの消費税(GST)
～標準税率(10%)＋基礎的な飲食料品ゼロ税率のデザイン
- ◆国内免税/国内ゼロ税率取引の分析
- ◆GST 法のもとでのゼロ税率適用の実際
- ◆むすびにかえて～コスパの悪い給付(還付)つき税額控除は要らない
つなぎは、✖給付(還付)つき税額控除？ ○最低所得保障制度(UBI)では！

【参考文献】

【プロローグ】

2026年2月8日(日)の衆議院選挙では、主要政党が競うように「食料品消費税ゼロ」というスローガンを掲げました。争点をつぶして他党との差を小さくするのが狙いです。しかし、有権者の関心や支持を集めること、人気取りを優先したポピュリズム的な減税競争には、批判も高まっています。

【表1】 消費税減税をめぐる各党のスローガンのあらまし

政党名	公約内容	財源	減収資産
自民	食料品2年間 ゼロ の検討を加速	「国民会議」で検討	約5兆円
維新	食料品2年間 ゼロ の検討を加速	「国民会議」で検討	約5兆円
中道	今秋から食料品を恒久的に ゼロ	政府系ファンド創設や政府基金・剰余金の活用	約5兆円
国民民主	賃金上昇が安定するまで一律5%	外為特会やETF等の公的金融資産の運用益や売却益	約15兆円
参政	段階的に廃止	法人税の引上げ	約31兆円
共産	直ちに5%にし、将来は廃止	大企業や富裕層に応分負担を求める税制改革	約31兆円
れいわ	直ちに廃止。最低でも5%	法人税や富裕層を対象にした所得税引上げなど	約31兆円
ゆうこく	廃止	——	約31兆円
保守	酒類を含む食料品を恒久的に ゼロ	省庁、事業、海外拠出金などの整理	約5兆円
社民	一律 ゼロ	大企業の内部留保課税、法人税に累進化、防衛費削減	約31兆円
みらい	税率維持	——	——

人気取り、ポピュリズム的な減税競争が激しくなるなか、「**ゼロ**」の意味をめぐって議論が生じました。ここでの「**ゼロ**」は、学問的には「ゼロ税率(国内免税)」を指すと理解されます。ところが、一部では「**非課税**」を意味するとの意見も見受けられました。とりわけ一部の新聞記事では、「食品消費税**ゼロ**」を、仕入税額控除が認められない「**非課税**」として理解している様子がうかがえました¹。与党や財務省は、消費税収の

¹ 例えば、記事「食品消費税ゼロ 身構える外食店、仕入控除消失、資金繰り難恐れ」

減少を極力回避する方針であることから、「非課税」とする方向性を模索していると考えられます。

【表2】「食料品消費税ゼロ」の“正体”は



すなわち、財務省は「食品消費税ゼロ」を、輸出取引等に適用される「ゼロ税率(0%で課税/免税)」ではなく、健康保険が適用される医療サービスや薬剤と同様に「非課税」と位置づけ、課税事業者が仕入税額控除を受けられない売上として取り扱うことを意図しているような感じもします。

消費税の「ゼロ税率」とは、「0%で課税」することです。「免税」とも呼ばれます。税率0%であっても、課税取引になり、課税事業者は仕入にかかった消費税を、0%で計算される売上にかかった消費税から控除することができます。また、最終消費者(生活者)は消費税を負担する必要がありません。なお、この対論では、「ゼロ税率」、「0%で課税」あるいは「免税」、「国内免税」という言葉を使いますが、いずれもおおむね同じ意味です。

「ゼロ税率(国内免税)」とは、課税対象であることを前提に、対象物品やサービスに掛ける税率を0%とする制度です。また、消費税の計算において仕入税額控除が認められます。

一方、「非課税」は、別名で「仕入課税/売上非課税」取引とも言われます。課税対象取引ですが、仕入税額控除が認められません。したがって、同じ「ゼロ」という言い回しであっても、制度的な位置づけや事業者への影響は大きく異なります。

もう一つ大事なことがあります。それは、消費税は、多段階型の付加価値税(multi-stage VAT)であることです。つまり、単段階の小売売上税(single-stage retail sales tax)ではないことです。食料品が「非課税」ないし「ゼロ税率(0%で課税)」となれば、サプライチェーン(流通機構)の各段階での課税関係を考えないといけません。つまり、生産段階からスーパーなどの小売段階までの各ステージまでそれぞれ「仕入」と「売

生活者である最終消費者にとっては、どちらの措置であっても消費税が課されない点で同様に見えるかもしれませんが、事業者にとっては両者の間に大きな違いが存在します。「**ゼロ税率(国内免税)**」とされた場合には、前段階税額控除(仕入税額控除)が認められます。一方、「**非課税**」とされた場合、仕入れ時に支払った消費税について前段階税額控除が認められず、その分が「**損税**」となって事業者の負担となる可能性があります。あるいは、事業者が控除できない消費税分を価格に上乗せして最終消費者に転嫁せざるを得なくなるおそれもあります。したがって、結果的に最終消費者が消費税を負担する形となる可能性も否定できません。

ただ、税理士は、以上のような説明に満足してはダメです。税理士は、事業者側にとって税務の仕事をする専門職だからです。「歌を忘れたカナリア」になってはいけません。生産段階からスーパーなどの小売段階までの各ステージまでそれぞれ「仕入」と「売上」がどのような課税取扱いになるのかをしっかりと理解しないとはいけません。

*

*

*

食料品の消費税を「ゼロ」にするには、「**ゼロ税率(仕入税額控除あり)**」と「**非課税(仕入税額控除なし)**」の2つの方法があります。どちらも名目上の税率は 0% です。しかし、双方は、サプライチェーンでの税負担や価格への影響は大きく異なります。

ゼロ税率は、売上に消費税を課さないだけでなく、仕入税額控除や還付を認めることで、サプライチェーン全体から税コストを取り除く仕組みです。そのため、価格に税が内在化せず、サプライチェーンの長さにも左右されません。

一方、非課税は売上に税を課さない点は同じですが、仕入税額控除ができません。このため、非課税では事業者の段階で税コストが残り、価格に転嫁されます。非課税の範囲が広がるほど、税コストが累積し、価格の歪みが大きくなります。

このように、食料品のような必需品の消費税を「ゼロ」にする場合、両制度の違いを踏まえた制度設計が不可欠となります。

【コラム】食料品消費税ゼロの制度設計比較:ゼロ税率と非課税の選択とその帰結(tentative)

■「ゼロ税率」の制度設計

- ・ 「ゼロ税率」(0%で課税/Zero-rating)は、サプライチェーン全体で消費税仕入税額控除+還付が可能。
- ・ 小売段階だけを消費税をゼロ税率にする制度設計は、理論的には可能。しかし、実務的には成立しえない(=これまで、世界の付加価値税(VAT/GST)で採用されたことはない)。

■「非課税」の制度設計

- ・ 「非課税」(exemption)は、消費税の仕入税額控除も還付も不可
- ・ 制度設計上の選考(①か②)
 - ①小売段階 (retail sale) だけに限定して非課税とする設計
 - ②サプライチェーン全体を非課税とする設計

1 ゼロ税率の場合

サプライチェーン全体で消費税還付の仕組みが適用になる。

ゼロ税率の場合、事業者には次の仕組みの適用がある。

- ・ 消費税の仕入税額控除 (input tax credit)
 - ・ 控除しきれない場合は還付 (refund)
- つまり、サプライチェーン(流通)のどの段階でも消費税が完全に除去される。

《数値例:ゼロ税率》

前提:消費税率 10%、適用対象:食用農産物、
各段階の付加価値を 100 と想定

① 農家

- ・ 肥料を 100+消費税 10 で購入 → 消費税 10 を還付
- ・ 売上:100(消費税 0)

② 卸売

- ・ 仕入:100(消費税 0)
 - ・ 売上:200(消費税 0)
- * 仕入消費税はゼロなので還付なし

③ 小売

- ・ 仕入:200(消費税 0)
 - ・ 売上:300(消費税 0)
- * 消費者価格:300(消費税 0、税コスト(損税)ゼロ)

ゼロ税率の本質は、サプライチェーン全体で消費税が完全に消える(還付で消す)ことが狙い。

2 非課税の場合

非課税の場合は、仕入は課税だが、次の双方の仕組みが認められない。

- ・ 仕入税額控除
- ・ 消費税還付

つまり、仕入に含まれる消費税がすべてコスト(損税/embedded tax)として事業者に残る。

①小売段階だけを非課税にする場合

数値例

《前提》農家と卸売は課税、小売だけ非課税の制度設計

①農家

- ・ 肥料 100+消費税 10 → 控除できる(還付 10)
- ・ 売上:100+消費税 10

②卸売

- ・ 仕入:110(100+10) → 消費税 10 を控除
- ・ 売上:200+消費税 20

③小売

- ・ 仕入:220(200+20) →消費税 20 を控除できない(還付なし)
- ・ 付加価値 100 を乗せる → 売上:320(消費税 0)

消費者価格:320(消費税 0 だが、税コスト/損税 20 が内在化)

②すべてに段階を非課税にしたらどうなるか(還付なしの連鎖)

つまり、小売に届く前の段階(農家・卸売)も 非課税にすると:

- ・ 肥料などの消費税 10 → 農家が控除できない
- ・ 農家の価格に消費税 10 が内在化
- ・ 卸売も控除できない → さらに上乗せ
- ・ 小売も控除できない → さらに上乗せ

消費者は消費税を払わないが、小売価格のなかに消費税が何倍にも膨らんで埋め込まれる

これは、付加価値税(VAT/GST)が本来避けるべき累積課税(cascading)になる。実質、累積型(cumulative type)の取引高税(turnover tax)にあたる。

■税口税率と 非課税の価格形成の違い(消費税還付の有無が決定打)

	売上税率	仕入税額控除	還付	税コスト(損税)の発生
ゼロ税率	0%	あり	あり	✖発生しない
非課税	0%	なし	なし	○非課税供給者各段階

*オーストラリアの物品・サービス税(GST)などを参考にイメージした。

第1部 「食品消費税ゼロ」とは何か

◆“正体不明”の「食品消費税ゼロ」の公約

(石村)2026年2月8日(日)の衆議院選挙に際し、主要政党は、人気取りで競うように「食品消費税ゼロ」のスローガンを掲げました。欧米では、こうした現象を「減税ポピュリズム」といいます。しかし、制度設計・財源・実施時期が曖昧なままで、課題は山積していました。とりわけ、税の専門職や飲食品を扱う事業者からは、「ゼロ」の言葉が、“意味不明”、“正体不明”、と強い疑問が出ました。

(益子)「ゼロ」が、「非課税」なのか「免税」なのかで、小規模小売事業者、農家、飲食店などへの影響が大きく変わります。にもかかわらず、どの党も具体像を示していません。これが“正体不明”と批判される理由ですね。税の専門職としても、「消費税ゼロ」は、消費税率がゼロパーセントなのか、非課税(仕入課税・売上非課税)なのかが大変気になります。

◆「ゼロ税率(0%で課税/免税)」と「非課税」の違いを知らないと危ない

(石村)先の衆院選では増税論から減税論に変身する政党が相次ぎました。「食品消費税ゼロ」という人気取りの減税スローガンは、生活者にとっては魅力的に聞こえます。ところが、この言葉には 制度的にまったく異なる2つの扱いが潜んでいます。益子税理士があげた「ゼロ税率(免税)」と「非課税」です。

「ゼロ税率(免税)」とは、訪日インバウンド客が国内で課税物品を免税店にて購入する場合と同じような仕組みを指します。販売業者(消費税の課税事業者)はゼロ税率(輸出免税)を適用し、売上に対して仕入税額控除(還付)を受けることができます。

(益子)「ゼロ税率(免税)」と「非課税」は、どちらも消費者から見ると「税率ゼロ」という同じイメージを与えます。ところが、事業者にとっては天と地ほど異なる制度です。そしてこの違いを理解しないまま選挙プロパガンダを評価してしまうと、むしろ弱い立場の事業者が大きなダメージを受ける可能性があります。

◆「ゼロ税率(0%で課税/免税)」とは何か

(石村)益子税理士、「ゼロ税率(0%で課税/免税)」について、説明してください。

(益子)ゼロ税率は、仕入も売上も課税取引であることを前提に、税率を0%にする制度です。特徴をあげると、次のとおりです。

- ・ 課税取引として扱われます
- ・ 仕入税額控除が認められます
- ・ 事業者は 0%対象品の仕入れの際に消費税を負担しません。
- ・ 消費者も 0%対象品購入時に消費税を負担しません。

(石村)つまり、税率は**ゼロ**でも、制度の“土台”は課税の領域にあるため、事業者の負担は増えないということですね。

(益子)そういうことです。ただ、サプライチェーン(流通機構)の各段階(生産/製造・卸売・小売など)でのそれぞれの事業者の消費税取扱いを考えないといけません。

◆非課税とは何か

《食料品消費税非課税の制度設計上の選択》

- ①小売段階だけを食料品消費税非課税にする制度設計
- ②すべての段階を食料品消費税非課税にする制度設計

(石村)次に、**非課税**について、説明してください。まず、①小売段階だけを食料品消費税非課税にする制度設計に基づいて、教えてください。

(益子)この制度設計案①に基づくと、**非課税**は、最終消費者と小売事業者との取引にだけ適用になります。ですから、現行の健康保険医療サービスや学校教育サービスなどと同じと見てよいと思います。非課税措置は、理論上は、「課税対象取引」にあたりますが、「仕入課税/売上非課税」の仕組みです。非課税取引になると、次のような特徴があります。

- ・ 事業者は、仕入は課税ですが、仕入税額控除が認められません。
- ・ 仕入れ時に支払った消費税が“損税”になります。
- ・ 事業者が、損税の発生を避けるには、消費者価格に転嫁せざるを得ない構造が生まれます。

(石村)つまり、**非課税**では、食料品の小売事業者が、制度的仕入税額控除ができない。しかも、市場競争が激しく、その事業者が仕入で払った消費税を消費者価格にトス(転嫁)できない。こうなると、利益を減らして消費税をコストとして事業者自身で負担するしかない。いわゆる「損税」が発生するわけですね。

(益子)そのとおりです。スーパーとか大規模な事業者と、八百屋など小規模な事業者とでは、影響が異なりますが……。それに、非課税といっても、医療のような「サー

ビス」の場合と、食料品といった「物品」の場合とでは、税の計算や影響は異なってくると思います。

(石村)各政党のセールストークは、“生活者“のための「食料品消費税**ゼロ**」です。見方を変えると、事業者側の税務がどうなるかについてはほとんど語られていません。

(益子)そうですね。仮に制度設計で「非課税」の選考をするにしても、サプライチェーン(流通機構)の各段階(生産/製造・卸売・小売など)でのそれぞれの事業者の消費税取扱いを考えないといけませんね。

(石村)現時点では、制度設計案がまったく示されていません。課税取扱いを具体的にイメージするのは難しいのです。

◆ 農家など食料品生産者の場合

(益子)食料品消費税**非課税**になると、各ステージのさまざまな事業者、例えば農家や漁師、それから八百屋や魚屋などへの影響も大きいと思います。ただ、①小売段階だけを食料品消費税**非課税**にする制度設計プランと、②すべての段階を食料品消費税**非課税**にする制度設計プランとでは、消費課税の取扱いは大きく違ってきます。

農家は肥料・飼料・燃料などの仕入には消費税がかかります。①小売段階だけを食料品消費税**非課税**にする制度設計プランに従うと、農家は、食料品以外の商品を取り扱う事業者と同じ課税取扱いになります。一方、②すべての段階を食料品消費税**非課税**にする制度設計プランでは、仕入税額控除が使えなくなります。ですから、損税が発生すると思います。

(石村)ただ、ひとくちに「農家」といっても、①主食用米だけでなく、②飼料用米・加工用米を生産する事業者もいます。ですから、仮に**非課税**となると、①主食用米は「**非課税**」、②飼料用米・加工用米は「**課税**」になりますね。

(益子)農家が消費税計算する場合の主な「仕入」は、次のような項目ですね。

種苗、肥料、農薬、燃料、機械、資材など

一方、食料品の定義にもよりますが、「売上」は、次のようになります。

- ①主食用米(人が食べるコメ)**非課税**: こしひかり、あきたこまちなど
- ②飼料用米・加工用米**課税(10%)**: 家畜用、バイオマス用、工業用など

(石村)**非課税**扱いになると、コメ農家に仕入税額控除は、①主食用米(**非課税**)については、仕入税額控除はできません。いわゆる「**損税**」が発生します。一方、①と②を

生産しているコメ農家は、共通費用を課税売上割合に応じて按分することになると思います。もちろん、法改正（制度設計）次第ですが…。

◆酪農家の出荷する「生乳」は非課税ではない

（益子）消費税法で現在「飲食料品」は、軽減税率（8%）の対象となっていますが、例えば、酪農家の出荷する「生乳」はどういう扱いになりますか？

（石村）仮に②すべての段階で食料品消費税**非課税**になるとします。この場合、**非課税**となる「食料品」には条件があります。その条件とは、「人が飲食として直接摂取できる状態であること」です。ですから、次のような取扱いになると思います。

- ①殺菌されていない生乳（raw milk）→ 人が直接飲めない → 食料品に該当しない → 課税（10%）
- ②殺菌済みの牛乳（市販の牛乳）→ 人が飲める → 食料品として非課税

（益子）酪農家が出荷するのは 人が飲めない生乳です。ですから、売上は課税で、仕入税額控除は従来どおり使えるわけですね。もちろん、仮に食料品消費税**非課税**になっても、今後の制度設計（法制）によっては、扱いは違って来るかもしれませんが…。

（石村）そうですね。ある勉強会で、農家出身の税理士の方から、「実家では生乳を沸かして飲んだり、近隣に売っていたけど、その場合はどうなるんですか？」と質問を受けました。いろいろなアラカルト（事例）はあると思います。ただ、一般には、法に基づいてた方法で殺菌してからでないとは販売してはいけないわけです。ですから、酪農家が次のステージに販売する生乳は、人の飲食に供されないペットフード用の穀物や肉なども、同じような課税扱いになると思います。

◆八百屋の場合

（石村）食料品消費税**非課税**になると、八百屋の場合はどうでしょうか？

（益子）八百屋の場合、①小売段階だけを食料品消費税**非課税**にする制度設計プランでも、②すべての段階を食料品消費税**非課税**にする制度設計プランでも、課税取扱いは、ほぼ同じになると思います。八百屋の仕入（野菜・果物）は課税で、売上は**非課税**になるため、仕入にかかった税額を価格に転嫁しないと損税が発生します。それに、家賃や光熱費のような仕入れに含まれる消費税も、非課税売上に関係する分は控除できません。結果として按分作業が増え、事務負担が重くなる心配があります。

ただ、②すべてに段階を食料品消費税非課税にする制度設計プランでは、前段階（卸など）で控除できなかった消費税が溜まって仕入価格に累積することになります。（石村）実質的に、「取引高税」ですね。（益子）「付加価値税」である消費税を導入した意味がなくなってしまう。そもそも、②すべての段階を食料品消費税非課税にする制度設計プランの選択をしてはいけないと思います。

◆スーパーの場合

（石村）食料品消費税非課税になると、スーパーの場合はどうでしょうか？

（益子）スーパーは、売上が非課税（食料品）と課税（日用品）の両方を扱います。一方、仕入は、食料品も日用品も課税です。

- ・ 食料品の仕入は課税 → 仕入控除不可
- ・ 日用品の仕入は課税 → 仕入控除可能
- ・ 光熱費などの共通費用は按分で控除が減る

ただ、スーパー、とりわけ大規模な事業者の場合には 価格転嫁力があります。

- ・ 大量仕入れでコストを抑えられます。
- ・ 市場競争力を有しています。

食料品消費税非課税になった場合、各段階における事業者の課税取扱いがどうなるのかは、制度設計次第ですので、いま具体的にイメージするのは難しいですね。

◆飲食店の場合

（石村）食料品消費税非課税になると、飲食店/外食（レストラン、居酒屋など）の場合はどうでしょうか？

（益子）制度設計次第です。飲食店の仕入については、消費税については、次のような課税取扱いになると思います。

- ・ 仕入れる食材はおおむね非課税（消費税0）
- ・ 光熱費・備品などは課税（消費税 10%）です。
- ・ 売上には 10%で課税です。

(石村)ということは、食料品消費税**非課税**になっても、外食は売上に 10%で課税でき、仕入税額控除もできます。もちろん、非課税(消費税 0)の食材については、損税が発生する可能性はありますが。先般、オーストラリアの税法研究者とマイクロソフト社のティームズ(Teams)を使ってこの件でキャッチボール(対話)をしました。オーストラリアの消費税(GST)は 10%で、基礎的食料品はゼロ税率です。軽減税率はありません。外食は、制度設計において、食料品消費税**ゼロ税率**になっても、**非課税**になっても、影響は同じではないか、と言っていました。

《食料品消費税**非課税**の選考と「外食」との課税イメージ》

- ・ 食材仕入: 非課税(消費税 0)
- ・ 酒類仕入: 課税(消費税 10%)(控除可能)
- ・ 家賃・光熱費等: 消費税 10%(控除可能)
- ・ 売上: 課税(消費税 10%)

《食料品消費税**ゼロ税率**の選考と「外食」との課税イメージ》

- ・ 食材仕入: 課税(消費税 0)
- ・ 酒類仕入: 課税(消費税 10%)(控除可能)
- ・ 家賃・光熱費等: 消費税 10%(控除可能)
- ・ 売上: 課税(消費税 10%)

(益子) **非課税**扱いの具体的な制度設計(法制)にもよります。それに外食事業者の飲食サービスに占める食材の割合などのも左右されます。ですからアバウトに言うかたないです。食料品消費税**非課税**の最大の課題は、損税にならないように、どれだけ価格に転嫁できるかどうかです。大規模小売は影響が小さいと思うのですが、「弱い事業者ほど負担が重くなる」わけですから。

(石村) 同じ**非課税**でも、スーパーは価格に転嫁が可能だが、零細事業者は価格転嫁が難しいということですね。

(益子) この差は決定的です。つまり、食料品消費税**非課税**扱いは“弱い事業者ほど損税を抱え込む”逆進的な傾向を生みます。これは税制の公平性の観点からも大きな問題です。また、現在、社会保険診療サービスは消費税の**非課税**扱いとなっています。このため、高額な医療機器を購入した病院などの医療機関は、仕入れ時に支払った消費税を控除できず、その分の損税負担が経営を圧迫する一因となっています。こうした状況は、消費税における「**非課税**」扱いの実態を理解するうえで欠かせないポイントです。

◆**ゼロ税率(0%で課税/免税)**では、**非課税**で起きる問題は発生しない

(石村)これまで述べたような**非課税**扱いで起きると思われるトラブルは、**ゼロ税率(0%で課税/免税)**では、本則課税の事業者には発生しないと思いますが。

(益子)そう思います。理由はシンプルで、**ゼロ税率(0%で課税/免税)**は仕入も売上も「課税取引」であることを前提に税率だけを 0%にしているだけですから。

- ・ 課税売上として扱われます。
- ・ 仕入税額控除がフルに使えます。
- ・ 光熱費・設備・備品などの課税仕入も全額控除できます。

(石村)つまり、取引を“消費税の枠組みに残したまま税率だけをゼロにする”ため、**非課税**扱いで起きるような問題はおおむね回避できるのですね。

(益子)そう思います。ただ、**ゼロ税率(0%で課税/免税)**の場合も、サプライチェーン(流通機構)の各段階(生産/製造・卸売・小売など)でのそれぞれの事業者の消費税取扱いを考えないといけませんね。

(石村)現時点では、課税取扱いを具体的にイメージするのは難しいですね。

◆だからこそ「**ゼロ税率(0%で課税/免税)**」と「**非課税**」を混同するのは危険

(益子)政治家が「食料品の消費税**ゼロ**」と言うと、多くの方は**ゼロ税率(0%で課税/免税)**をイメージします。しかし、実際には、**ゼロ税率(0%で課税/免税)**なのか**非課税**なのかを明示していないのです。仮に食料品消費税**非課税**が採用されたとすれば、零細な事業者ほど損税を抱え込む逆進的な構造が生まれます。一方で**ゼロ税率(0%で課税/免税)**なら、事業者の税負担は増えず、消費者の税負担も増えないわけです。

(石村)この違いは、極めて大きいにもかかわらず、各党の選挙公約からだけでは見えてきませんでした。まさに「ゼロのからくり!」です。有権者自身によるファクトチェックが欠かせません。生活者や政治家も、専門的な知識がないままの感覚では、**ゼロ税率(0%で課税/免税)**より**非課税**の方が“お得“に感じるかも知れません……。

(益子)そうですね。有権者は、事業者のことも考えに入れて「ゼロとは具体的にどの課税扱いを指すのか」を確認したうえで政策を評価する必要があります。

(石村)同感です。公約は言葉からではなく、中身で判断しないとはいけません。ところが、オールドメディアの新聞や TV までもが、しっかりと取材して財務省の“公式見解”を報道しようとならないわけです。大きな疑問符がついたままにしがちです。政府寄りの保守的メディアは、「経済学者調査、食品消費税**ゼロ** 反対 88%、社会保障財源 不

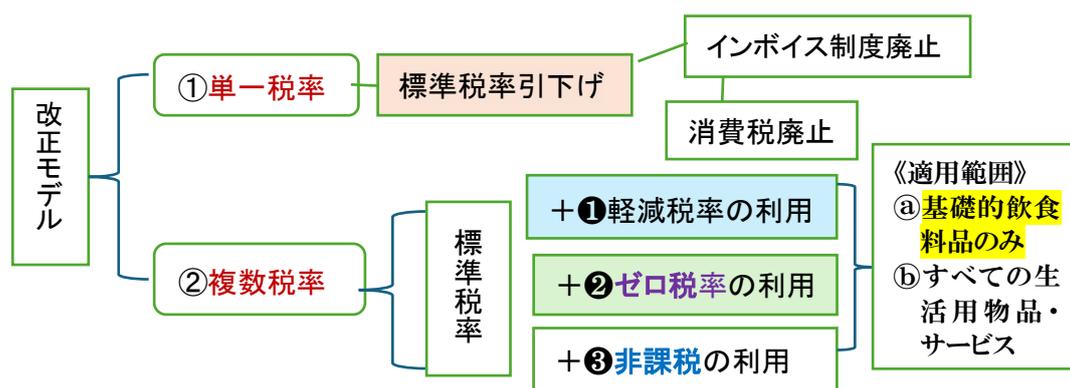
安定に」(日経新聞 2026 年 1 月 30 日朝刊)とかのキャッチコピーで記事を書けるわけです。

(益子)ここでいう経済学者のうち、食料品消費税**ゼロ**は、**ゼロ税率(0%で課税/免税)**か、**非課税**をわかっている人がどれ位いるのでしょうか？オールドメディアは、SNS のようなニューメディアとは一線を画し、公正な報道のスタンスを欠いてはダメですね。

(石村)まさにそのとおりです。オールドメディアは、世論誘導、投票行動誘導をするような記事を掲載してはいけません。ところが、日経あたりはその辺のガバナンスに問題があるような気がします。

(益子)いずれにしろ、制度設計次第ですが、**ゼロ税率(0%で課税/免税)**扱いであれば、**非課税**扱いで生じるような損税の問題は発生しないわけです。つまり“消費税**ゼロ**”という言葉は同じでも、取扱いの選択によって事業者の負担は天と地ほど違ってきます。

【表 4】わが国での消費税減税要求(改正モデル)の所在



◆主要政党トップの「食料品消費税**ゼロ**」の“誤解“

(益子)この辺のところ、各政党はどう考えていたのでしょうか？

(石村)2026年1月26日放送のTBS『NEWS23』では、高市(自民)、野田(中道)、玉木(国民)、田村(共産)ら主要政党の代表が出演し、「食品消費税**ゼロ**」について議論が交わっていました。高市は「**非課税**」との認識を示していました。野田は「**非課税**」と「**ゼロ税率(0%で課税/免税)**」の違いを十分に理解していない、あるいは同一視しているようでした。玉木も両者の違いを明確に理解しているのかは定かではありませんでした。しかし、「還付」という言葉を繰り返していたことから、仕入税額控除が可能な**ゼロ税率(0%で課税/免税)**を想定していた可能性はあります。田村は一貫して5%課税を主張し、この議論には加わっていませんでした。他の出演者も、消費税廃止や現状維持といった立場であり、この論点には深い踏み込みはありませんでした。

政党トップの議論のズレをアバウトに一覧にすると、次のとおりです。

【表5】 政党トップの議論のズレ

	「ゼロ」の理解	評価
高市	非課税	事業者の仕入税額控除への理解不足
野田	非課税とゼロ税率を混同	制度の正しい理解ができていない。
玉木	ゼロ税率(還付)を想定	実務的には正しいが、説明不足
田村	一律減税(5%)	逆進性対策としては弱いが、事業者が仕入税額控除できる案。単一税率にする案
ほか	廃止で議論	——(そもそも別の政策軸)

(益子) 政権公約に「食料品消費税ゼロ」を掲げた多くの政党のトップが、基礎的な消費税制度に関する知識を欠いていたのですね。「フェイク」とも受け取れかねないポピュリズム的な減税論を展開する姿勢でいいのでしょうか？選挙民を軽視するものと映り、かなりの違和感を覚えますね。

(石村) 同感です。繰り返しになりますが、仮に食料品消費税非課税が採用されたとすれば、該当する商品を販売する課税事業者は、売上に対する非課税分の前段階控除(仕入税額控除/還付)を受けられないうえ、煩雑なインボイス制度の適用を強いられることとなります。とりわけ零細事業者にとっては、販売価格に消費税を転嫁するのは困難です。「損税」が発生し、納税事務の負担も大きくなると考えられます。市場競争力がある大型小売食品スーパーなどとは立場が異なります。

(益子) 選挙直前(2月2日頃)に行われた世論調査では、財源の問題を重視する人が多かったと報道されてました。その結果として、一律減税(5%)の案が一番人気だったと報じられてましたが…。

(石村) アトランダムな調査である以上、回答者が事業者の税務上の扱いが後回しにされていることを心配していたわけではないと思いますが？

(益子) 確かに、結果として一律減税(5%)は多くの支持を集めていたのだと思います。この方式であれば、事業者は仕入税額控除もできますし、インボイス制度も不要になります。さらに、財源についても一定程度は確保できます。こうした点が、一律減税(5%)の支持の高さにつながったのだと思います。ただ、一般の人々がこうしたメリットを十分に理解したうえでアンケートに回答したと考えるのは難しいところです。

◆「一律減税(5%)」策の落とし穴

(石村) 「一律減税(5%)から最終的な廃止」へと進むのであれば、生活者にとって朗報となるでしょう。しかし、「廃止」を実現できず、5%から逆に増税へ向かう展開にな

れば、生活への負担は大きくなり、深刻な結果を招きかねません。単一税率がもたらす負の影響を理解するためには、ニュージーランド(NZ)の消費税(GST)の経験を参考にする必要があります。同国は、消費税(GST)導入当初から税制を複雑にする軽減税率を一切採用しませんでした。その一方で、導入時(1986年)の税率は一律10%でしたが、その後12.5%(1989年)、そして現在(2010年から)は15%にまで引き上げられています。

【表6】 NZの単一税率引き上げの推移



その結果、現在、食料品にも15%の税率が適用され、生活者が大きな負担を感じて、悲鳴をあげています。隣国オーストラリアに倣って、食料品消費税ゼロ税率を求める声が大きくなっています²。

(益子)ということは、いったん単一税率に戻してインボイス制度廃止し、その後消費税廃止につなげる主張には一定の合理性がありますね。しかし、もし消費税廃止が実現できなければ、別の問題が生じる可能性があるということですね。

(石村)そういうことです。将来的には食料品も含めて高い税率で課税されるおそれがあります。その結果として、生活者の負担がより重くなる懸念があります。一部の研究者³や税の専門職団体によっては、ニュージーランド(NZ)の単一税率による消費税制度を、課税ベースが侵食されない理想的な制度設計として高く評価します。ベストデザイン賞に値するといった声があります。こうした評価は財務省や消費税増税派にとっては好ましいかもしれませんが、生活者の視点を欠いていると思います。

(益子)単一税率論の“負の側面”を見落としてはいけない、ということですね。

(石村)「食料品消費税ゼロ」も、軽減税率を廃止することにつながります。ですから、実質は、単一税率に近づける選択になります。もちろん、新聞を除いての話ですが。

先般、「食料品消費税ゼロのからくり」と名打った勉強会で話をしました。参加している税理士の方が、次のような感想を述べていました。

² ニュージーランドにおけるすべての飲食料品への消費税 (GST) ゼロ税率導入/食料品免税をする議員立法案[Goods and Services Tax (Removing GST from Food) Amendment Bill] [Goods and Services Tax \(Removing GST from Food\) Amendment Bill 16-1 \(2024\), Members Bill Contents – New Zealand Legislation](#)

³ 篠原 正博「ニュージーランドの GST -導入時における制度設計の議論」(2021年) <https://www.chuo-u.ac.jp/uploads/2021/06/discussno349.pdf>

「“食料品消費税ゼロ”が、実質10%になるというイメージを持てなかった。油断すると、財務省の“ニンジン作戦”に乗せられて、消費増税路線を走らされてしまう心配がありますね。」

(益子)ポピュリズム減税の政治プロパガンダの怖さですね。

◆消費税(付加価値税)の枠内での逆進対策とは

(石村)日本の政治文化では「消費税＝税率の話」になりがちです。

(益子)つまり、「上げるか」、「下げるか」、あるいは「ゼロにするか」・・・ですね。

(石村)しかし、消費税(付加価値税)の本質は「仕入税額控除の仕組み」にあります。一連の取引(多段階課税)において、税が累積しないように制度設計された(累積排除型)の税金ですから。

(益子)つまり、税が累積する(累積型)の「取引高税」とは違い、「消費税(付加価値税)」では、事業者仕入税額控除(前段階控除)が認められますね。

(石村)そうです、EU諸国などでは、付加価値税(消費税)は、「累積排除型(non-cumulative type)」であることをはっきりさせるために、税法で「仕入税額控除権(right to deduct input tax)」を“事業者の請求権”だと規定しています。このように、国によっては、多段階取引でも税負担が累積しない仕組みを制度保障しています⁴。

EU やイギリスなどでは、「仕入税額控除権(right to deduct input tax)」を“事業者の請求権”である。

(益子)この点について、EU やオーストラリアなどでは常識になっているようです。しかし、日本では政治家の間でこの点が十分に理解されていません。財務省にいたっては、わかっていながらも、この辺を政治的な争点になることを封印しているように見えます。

(石村)これは、今般の「食料品消費税ゼロ」の制度設計でも同じです。「ゼロ」は“ゼロ税率”か、“非課税”かの公的確認もできていません。この点について、議員に「質問主意書」(国会法 74 条)で内閣に質問してもらおうのも一案ですね。

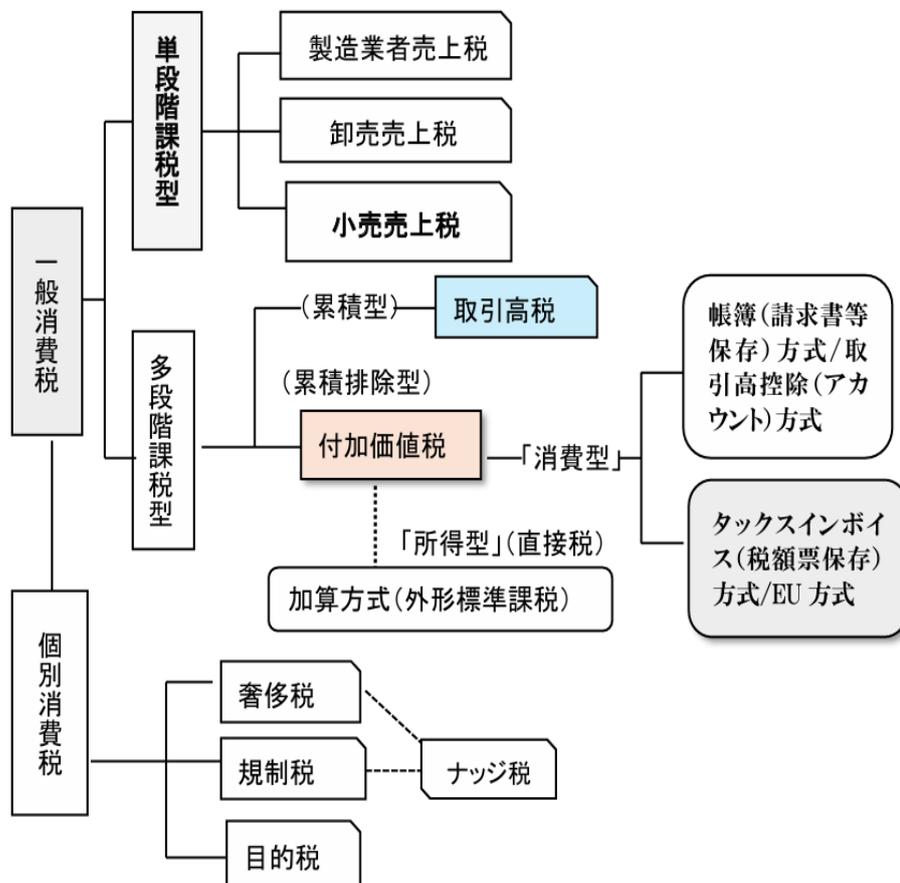
(益子)良いアイデアですね。まさか、「ゼロ」は、“事業者の仕入税額控除の否定”の意味ではないと思うんですが??

(石村)確かに、「ゼロ」が非課税では、使われ方次第では、事業者の仕入税額控除権の否定につながりますね。

(益子)“増税の呼び水”なる可能性すらあります。

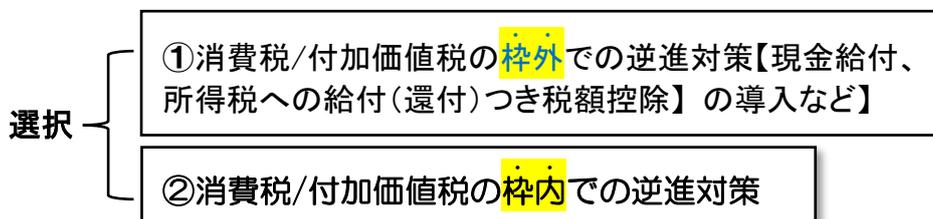
⁴ 石村耕治「EU 付加価値税における事業者の仕入税額控除権の分析」租税理論研究叢書 35 (2025 年、財経詳報社) 参照。

【表7】 消費税(付加価値税)の所在



(石村)私もそう感じています。ですから、少しこの辺の論点を整理したいと思います。
 消費税(付加価値税)の逆進対策としては、消費税の「枠外」の対策と、「枠内」の対策があります。

【表 8】 消費税/付加価値税の逆進性解消策の選択



(益子)2月の衆院選では、消費税(付加価値税)の枠内での逆進対策について議論をしていますね。現行消費税のもとでは、逆進対策は、軽減税率ですが・・・。
 (石村)理論的にいうと、消費税(付加価値税)の枠内での逆進性解消策には、次のようなものがあります。

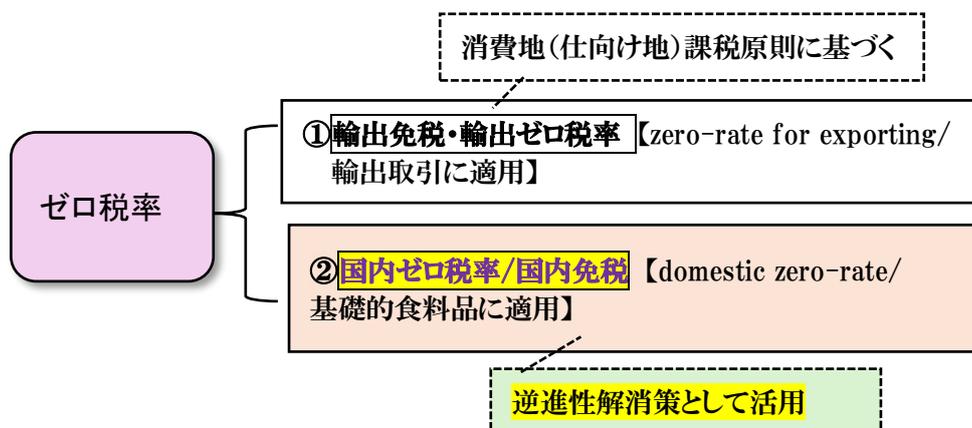
【表 9】消費税の枠内での逆進対策の選択

- ① 複数税率(標準税率および基礎的飲食料品など生活必需品等*への軽減税率)の採用
- ② 基礎的食料品など生活必需品等への非課税の採用
- ③ 基礎的食料品など生活必需品等へのゼロ税率の採用

(益子)つまり、現行の①軽減税率を、②非課税か③ゼロ税率(0%で課税/免税)に転換することになるわけですね。ところが、「ゼロ」は、②なのか、③なのか、正体不明なわけです。現行の消費税では、ゼロ税率(0%で課税/免税)は、輸出取引にだけ適用ですからね。

(石村)ですから、「輸出免税/輸出ゼロ税率」に加え、食料品消費税ゼロ税率(0%で課税/免税)となれば、食料品に対する国内ゼロ税率/国内免税」を設けることになるわけです。ですから、イメージとしては、次のようになります。

【表 10】「ゼロ税率」の種類と活用目的



*グローバルに見ると、オーストラリアやカナダなど旧英連邦諸国のように、消費税(VAT/GST)の逆進性解消対策として価値財/サービスへの消費課税除外措置および、軽減税率に替えて国内ゼロ税率/家庭用ゼロ税率(domestic zero-rate)(以下、「輸出免税」という意味でのゼロ税率と区別して、「国内ゼロ税率」、「国内免税」)を幅広く採用する国もあります。わが国が参考にすべき消費税逆進性解消のための税率選択モデルの一つといえます。

ちなみに、わが国の消費税法では、「輸出免税等」(消費税法 7 条以下)としてゼロ税率取引が制度化されています。しかし、現行消費税法上、「国内ゼロ税率/家庭用ゼロ税率(domestic zero-rating)」は制度化されていません

第2部 オーストラリアの「食料品消費税ゼロ税率(免税)」を深掘りする

◆オーストラリアの消費税(GST)

～標準税率(10%) + 基礎的な飲食料品ゼロ税率のデザイン

(益子) 仮に食料品消費税ゼロ税率が採用されたとすれば、オーストラリアのモデルに近くなりますね。

(石村) そうですね。

(益子) オーストラリアモデルを教えてください。

(石村) わかりました。

オーストラリアは、10%の標準税率の消費税(GST=Goods and Services Tax)を導入しています。そして、飲食料品(Food/Beverage)[+公的医療保険適用の医療サービスや教育サービス]に対するゼロ税率(domestic zero-rating/GST free)を採用しています。税制を複雑にする軽減税率(reduced rates)は一切採用していません。

(益子) 公的医療保険適用の医療サービスや教育サービスにもゼロ税率を採用しているのですね。

(石村) そうです。オーストラリアでは、消費税(GST)課税において、公的医療保険適用の医療サービスはゼロ税率(0%で課税/免税)となっています。日本のように非課税扱いではありません。そのため、医療機関が100万豪ドル(100円換算で1億円)の医療機器を購入して10%の消費税10万豪ドル(1,000万円)を負担しても、仕入税額控除を行うことができます。結果として、設備更新や建替えが難しくなって経営が悪化するケースは、日本に比べて少ないわけです。以下に表にしておきます。

【表 11】 オーストラリア GST 法上の逆進性解消策と対象取引一覧

標準税率	免税取引/ゼロ税率取引	非課税取引/仕入課税取引	軽減税率
10%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出 ・ 医療 ・ 基礎的な飲食料品 * ・ 教育 ・ 国際運輸 ・ 非営利/公益活動 ・ 営農者間での農地取引 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融取引 ・ 居住用住宅の貸付 (ただし50年以上の長期貸付およびホテルのような事業用居住場所の貸付を除く。) ・ 居住用中古住宅取引 ・ 募金活動 	なし

(益子) わが国で消費税を導入する際に、政府税調や大蔵省(当時)は、医療や教育サービスをゼロ税率(0%で課税/免税)取引にすることに徹底して反対しました。

(石村) 日本医師会なども、当初はゼロ税率(0%で課税/免税)を主張していたものの、最終的には非課税で妥協する形になった経緯があるようです。

(益子)「民は之に由らしむべし之を知らしむべからず」という、論語の有名な言葉があります。「民はただ施政に従わせればよく、民に理由や意図を説明する必要はない。」という解釈で、・・・よく使われています。大蔵省(現財務省)は、いまだそうしたスタンスなのかも知れません。

(石村)今般の正体不明の「食料品消費税ゼロ」公約に今後の展開について、財務省は「丸で他人事」を装って、ジッと様子見をしているのかも知れませんね

(益子)そうかも知れませんね。それでは、オーストラリア物品サービス税(GST)【わが国の消費税に相当】の例を参考にして「標準税率(10%)取引」、「免税取引/ゼロ税率取引」、「非課税取引」で申告、還付がどうなるのか、少し説明してください。

(石村)わかりました。簡潔に表にすると、以下のようになります。

【表 12】 標準税率取引、免税取引/ゼロ税率取引、非課税取引比較 (A\$)

《標準税率取引》 【Standard rate supply】	《免税取引/ゼロ税率取引》 【GST-free supply】	《非課税取引/仕入課税取引》 【Input taxed supply】
仕入 (input) 税率 [10%] 金額 (1,000) 税額 [100]	仕入 (input) 税率 [10%] (1,000) [100]	仕入 (input) 税率 [10%課税] (1,000) [100]
売上 (output) 税率 [10%] 金額 (1,500) 税額 [150]	売上 (output) 税率 [0%] (1,500) [0]	売上 (output) [非課税] (1,500) [Nil]
GST 申告税額 50	GST 還付税額 100	GST 仕入税額控除不可

(益子)課税事業者は、「免税取引/ゼロ税率取引」では還付、「非課税取引」では仕入税額控除不可で「損税」が発生するわけですね。

(石村)そういうことです。「損税(embedded tax)」が発生することとは、「国家には税収損はなし。事業者が消費税を負担するか、さもないければ、最終消費者(生活者)にその負担をトス(転嫁)しろ！」ということになります。自分らが唱えている「ゼロ」の意味が「非課税」か「ゼロ税率(0%で課税/免税)」か理解できない政党のトップが『生活者ファースト』のキャッチコピーで訴えている状況には違和感を覚えます。

◆国内免税/国内ゼロ税率取引の分析

(益子)わが国の政党が選挙公約でうたう「食料品消費税ゼロ」が、仮に食料品消費税ゼロ税率(0%で課税/免税)であるとすると、オーストラリア制度が参考になります。オーストラリア税法に詳しい石村代表、もう少し詳しく教えてください。

(石村)一般の人たちには少し難しいかも知れませんが、要点を一覧にして見ます。

【表 13】 免税/国内ゼロ税率取引とは

<p>■ 免税/国内ゼロ税率取引の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 免税取引/ゼロ税率取引 (GST-free supplies/domestic zero-rating/GST-free *) では、売上 (output) には 0% で課税されます。したがって、仕入にかかった 税額 (input tax) は、還付 (refund) を受けることが可能です (GST 法 38 条の 1)。これは、非課税取引 (Input-taxed supplies**/ Exemption) の場合と対照的です。*オーストラリア税法では、免税/ゼロ税率を「GST-Free」といいます。**非課税を「Input-taxed (supplies)」といいます。 ・ 免税取引/ゼロ税率取引と非課税取引が混在する場合も出てきます (GST 法 9 条の 30 第 3 項)。例えば、金融取引の輸出 (export of financial supplies) です。この場合には、免税取引として取り扱われます (GST 法の第 38 部)。 <p>■ 飲食料品の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ GST 法の第 38A 部は、免税取引/ゼロ税率取引の対象として飲食料品 (food and beverages) を掲げています。GST 法で、例外的に GST をかけるものは別として (法 38 条の 2)、原則として、果実・野菜・魚・肉・卵・ミルク・小麦・コメ・食パンのように、人間が費消する基礎的な飲食料品 (basic food and beverages for human consumption) は免税取引/ゼロ税率取引とするルールに基づいています。加工品は含みません。なお、水道水はゼロ税率ですが、ミネラルウォーターは課税 (10%) です。 ・ しかし、人間が費消する基礎的な飲食料品は免税取引/ゼロ税率取引とはいっても、現実には、10% 対象か、それとも免税取引/ゼロ税率取引となるのか、線引きが難しい場合も少なくありません。例えば、搾乳したばかりのミルクは、殺菌しないで市場に出荷できないわけで、人間が費消する基礎的な飲食料品には該当せず、10% が適用になります。ちなみに、免税取引/ゼロ税率取引に該当する「飲食料品 (food)」にあたるか、そうでない「例外 (exclusion)」、つまり 10% 税率が適用になるのかについて、GST 法の規定の仕方は図説すると、次のとおりです (法 38 条の 3)。 <p>■ 免税取引/ゼロ税率取引の対象外となる飲食料品の要件</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食料品が、提供された (レストラン・販売店など) 以外の場所で費消されるかどうか。 ・ 暖かい持ち帰り飲食料品 (hot takeaway food) かどうか、または、 ・ 別表第 1 に掲げられた種類の飲食料品の提供かどうか。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 別表第 1 に掲げられた調理された食品・パン菓子 (食パンを除く)・ビスケット・ケーキ類・スナック菓子類・アイスクリームには、10% 税率適用 ・ 別表第 2 に掲げられた免税取引/ゼロ税率取引となる飲料 (お茶・コーヒー・ミルク・果実ジュースなど) 以外には、10% 税率適用 </div> </div>

◆GST 法のもとでのゼロ税率(国内免税)適用の実際

(益子)わが国では、ゼロ税率(国内免税)の適用対象を限定するねらいから意図的に「輸出免税」といった名称が使われたきらいがあります。このことも影響してか、基礎的な飲食料品、生活必需の物品やサービスの国内取引に対してゼロ税率(国内免税)を適用するのは想定外という見方もあります。しかし、こうした見方は“世界の常識”ではないようですね。

(石村)確かに、この島国の常識は、必ずしも世界の常識ではないのですね(笑)。オーストラリアは、基礎的な飲食料品、生活必需の物品やサービスの国内取引の一部についてゼロ税率(0%で課税/免税)を採用しています。ただ、オーストラリアは消費税(GST)の制度設計をする際に、EU の付加価値税(VAT)を参考にしました。このため、ゼロ税率(0%で課税/免税)の対象となる「食料品」の範囲をかなり限定しています。

(益子)この点、わが国は、税務執行、事業者の税務コンプライアンス(納税協力)を容易にするために、消費税の(軽減税率の対象となる)「食料品」をかなり広く定義していますね。

(石村)そうですね。とはいえ、日豪いずれにおいても、穀物・野菜・魚介類・肉類といった人が口にする食材は「食料品」として扱われています。

例えば、オーストラリアの消費税(GST)では、野菜がゼロ税率(0%課税)対象物品です(GST 法 38 条の 3 第 1 項)。この場合、税の実務面からは、生産から最終消費者へ届くまでの各流通段階(food supply chain/distribution channels)での各事業者の、消費税(GST)の納税申告はどういった形になるのかが問われてきます。

(益子)アバウトでいいですから、消費税ゼロ税率適用食料品取引について各流通段階での事業者の消費税(GST)の納税申告(還付申告)はどうなるのか教えてください。

(石村)わかりました。それでは、レタス(野菜)をサンプルにして表にしておきます。

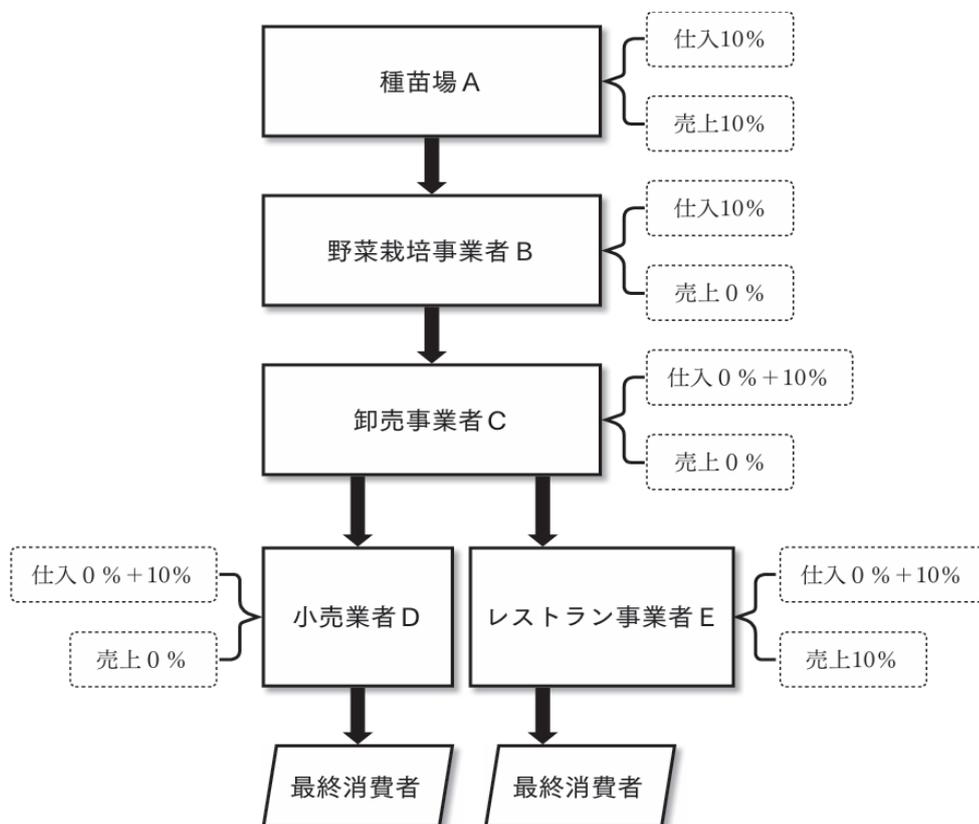
【表 14】レタス(野菜)の生産から最終消費者へ届くまでの流通段階毎の取引の概要

【設例条件】

- ①種苗場A(消費税の課税事業者)がレタスの苗のパネットを市場向け野菜栽培事業者B(消費税の課税事業者)へ販売するとする。この場合、栽培用の苗は、最終的に人の食用に消費されるとしても、課税対象(10%)となる。したがって、この段階での課税取扱は次のとおりである。

- ・ 種苗場Aは、野菜栽培事業者Bに10%で課税する。
- ・ 野菜栽培事業者Bは、種苗場Aに支払った10%を税額控除できる。
- ②野菜栽培事業者Bは、レタスを栽培し、人の食用としてレタスを卸売事業者C（消費税の課税事業者）へ0%税率で販売する。
- ③卸売事業者Cは、レタスを小売業者D（消費税の課税事業者）へゼロ税率で販売する。
- ④小売事業者Dは、最終消費者およびレストラン事業者E（消費税の課税事業者）に対してゼロ税率で販売する。
- ⑤レストラン事業者Eは、レタスを人の食用サラダの一部として調理する。【当該サラダは、店内での食事または持ち帰りとして提供する。】
- ⑥レストラン事業者Eはサラダの価格に10%の消費税をかけ、消費者へ販売する。

【表 15】 生産から最終消費者に届くまでの流通段階ごとのゼロ税率適用の構図



(益子) 補足的な説明をお願いします。

(石村) 通常、事業者の仕入には、**ゼロ税率(0%課税)**のレタス(野菜)だけではありません。光熱費・備品のような標準税率(10%)適用対象物品やサービスも入ってきます。

(益子)確かに事業者は、ゼロ税率適用対象の野菜だけを最終消費者向けに販売していたとしても、「仕入税額(input tax)」には、実際には0%と10%税率適用対象物品やサービスが入ってきますね。

(石村)ですから、事業者は、納め過ぎになった分を申告をして消費税(GST)の還付を受けることとなります。ただし、ゼロ税率が適用になるには、取引者は課税事業者である必要があります。

(益子)ゼロ税率は、0%で課税ということから、課税事業者でないといけないということですね。

(石村)そういうことです。オーストラリアのGSTのサプライチェーンのイメージ【表15】は、わが国での「食料品消費税ゼロ税率」をイメージする際に参考できるのではないかと、思います。

ある勉強会で、このオーストラリアのイメージをサンプルにし食料品ゼロ税率の説明していました。そのときに、参加していた税理士から、「自分は輸出免税の適用ある企業の顧問している。あなたのイメージ図や説明は不適切だ。いい加減な説明をしないでください!」、と指摘を受けました。その方は、仕向地(消費地)課税主義に基づく輸出免じ措置と同じように、食料品ゼロ税率措置は、最終の流通段階にだけ適用があると考えているようでした。もちろん、制度設計(法制)次第ですが……。このオーストラリアのサンプルは、あちらの実務書を参考につくりましたから、適切だと思います。

(益子)それだけ、「食料品だけゼロ」のカラクリはタフな課題なのですね。

(石村)マスコミも税の専門職も、「生活者ファースト」という言葉に引き寄せられているように思います。議論は、小売と消費者のあいだに集中しがちです。本来は、サプライチェーンに関わる事業者全体の消費税の扱いも大切です。しかし、その視点が十分に共有されていません。

◆むすびにかえて～コスパの悪い給付(還付)つき税額控除は要らない

(益子)自民の主張では、2年程度「食料品消費税ゼロ」にしてその後給付(還付)つき税額控除の導入を協議する提案もされています。もちろん、選挙で大勝した与党は、この問題を「過去帳」入りにするかも知れません。しかし、「食料品消費税ゼロ」が、仮に食料品消費税ゼロ税率(0%で課税/免税)であるとすると、給付(還付)つき税額控除導入案は棚上げになるのではないのでしょうか?オーストラリアは、アメリカのような給付(還付)つき税額控除(EITC)を導入しているのでしょうか?

(石村)オーストラリアは、アメリカのような給付(還付)つき税額控除(EITC)を導入していません。食料品消費税ゼロ税率(0%で課税/免税)で消費税(GST)の逆進対策をしています。

(益子)「税」と「社会保障・福祉」を別建て/分離しているわけですね。

(石村)そうです。税と社会保障・福祉を別建て/分離する国と、統合/一体化する国との例を、以下にアバウトに一覧にしておきます。

【表 16】 税と社会保障・福祉を統合/一体化する国と別建て/分離する国の例

<p>《別建て/分離する国》</p> <p>⑤ オーストラリア</p> <p>① 家族給付(FTB=Family tax benefit):1976 年導入。その後抜本改正実施。 【FTB は、「tax benefit」(税制優遇)の名称が使われているのは、典拠が税法であるからである。給付の際に国税庁(ATO)の確定申告データを使うことが理由のようである。しかし、実質は“現金給付”である。</p> <p>② 低所得税額控除(LITO=Low-income tax offset): 2018-19 財政年度に導入。現在も継続。対象者は所得税の確定申告で適用を受ける。ただし、オーストラリア連邦所得税制には、アメリカの給付(還付)つき税額控除(refundable tax offset)のような仕組みは原則として採用していない。つまり、低所得税額控除(LITO)は非給付(還付)型(refundable type)の税額控除。このことから、納税者は、この税額控除で余剰が生じたとしても、還付(tax offset/tax rebate)を受けることはできない⁵。</p> <p>* オーストラリア税法(豪語)では、税額控除(米語では tax credit)を「tax offset/rebate」という。また、所得控除(米語では tax deduction)を「tax allowance/relief」という。</p> <p>** ちなみに、オーストラリアでは、2000 年 7 月 1 日に、インボイス方式の単一税率 10%の消費税(GST)を導入。基礎的な飲食料品は、保険適用医療サービスなどとともに、ゼロ税率(国内免税)を適用。税制を複雑にする軽減税率は導入していない。</p>
<p>《一体化/統合する国》</p> <p>① アメリカ 運営主体:内国歳入庁(IRS)</p> <p>① 勤労所得税額控除(EITC=Earned income tax credit): 1975 年導入。就労促進+低所得世帯の生活支援。一定限度内の勤労所得がある者が対象。対象者の納税申告に基づき還付額は逡増・逡減</p> <div style="text-align: center;">  </div>

⁵ See, Parliament of Australia, Australia's social security system. 邦文の資料としては、加藤慶一「オーストラリアとニュージーランドの税・給付制度～累進度および再分配効果と効率性等との相克」レファレンス(2014/平成 26 年 2 月号)参照。

<p>②追加的子ども税額控除 (ACTC=Additional child tax credit) : 2001 年導入。子どもがいる世帯への支援が狙い。子ども税額控除 (CTC= child tax credit) は 1997 年導入で非還付型控除 (定額で適格子ども1人あたり\$500)。一方、ACTC は、還付型で、一定限度内の世帯所得に応じて還付額は逡増・逡減 * ちなみに、アメリカは、連邦レベルでの消費税/付加価値税 (VAT/GST) を導入していない。</p>
<p>②韓国 運営主体: 国税庁</p> <p>①労働奨励税制 (韓国版 EITC) : 2008 年 1 月施行</p> <p>②子ども奨励金 (韓国版子ども税額控除) : 2015 年 9 月施行⁶</p> <p>* 韓国は付加価値税を導入している。</p>
<p>③イギリス 運営主体: 雇用年金省 (DWP=Department for Work and Pensions)、歳入関税庁 (HMRC) は協力機関</p> <p>①ユニバーサルクレジット (Universal credit) : 2013 年導入【(旧) 就労税額控除・子ども税額控除・所得補助・雇用支援手当・就職手当・住宅給付を一元化】。就労促進 + 低所得世帯の生活支援⁷。</p> <p>* イギリスは付加価値税 (VAT) を導入している。</p>
<p>④カナダ ①1991 年に消費税 (GST) 導入時に、所得税に還付 (給付) 型の「低所得世帯向けに GST 税額控除」(GST Credit=Goods and services tax credit) を導入。所得のない人にも一定額を申告で給付 (還付) を開始。</p> <p>②2019 年に、従来の勤労所得給付 (WITB=Working Income Tax Benefit) を整備し、「国民勤労者給付」(CWB=Canada Working Benefit) を導入</p> <p>①GST クレジットおよび②CWB 双方とも、カナダ歳入庁 (CRA=Canada Revenue Agency) が管理・給付を担当⁸</p> <p>* カナダは消費税/付加価値税 (GST/HST) を導入している。</p>

(益子) オーストラリアは、食料品消費税ゼロ税率 (0% で課税/免税) と選択する形で、消費税 (GST) の枠内での逆進対策を実施していますが、その理由を教えてください。(石村) すでにお話したように、食料品に対する消費税「非課税」は真の意味での逆進対策にはなりません。むしろ、非課税は、使われ方次第では、“増税の呼び水”なる可能性すらあります。一方「軽減税率」を採用すると、税制が「複雑」になります。「ゼロ

⁶ 金 明中「韓国における勤労奨励税制 (EITC) の現況」ニッセイ基礎研 REPORT (2011/10/24) 参照。 <https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=52502?site=nli>

⁷ See, UK Government – Universal Credit; House of Commons Library – Universal Credit: An Introduction; Institute for Fiscal Studies (IFS), Universal Credit.

⁸ See, GST/HST Credit - Canada.ca; Canada Workers Benefit (CWB) - Canada.ca

税率(0%で課税/免税)」の選択が事業者にも生活者(消費者)にもベストな選択だという判断です。

(益子)それに、社会のセーフティネットとして、「税」と「社会保障・福祉」は、分離しておいた方が安心・安全だという判断もあったと思います。

社会のセーフティネットとして、「税」と「社会保障・福祉」は、分離しておいた方が安心・安全では！

(石村)実際、アメリカの例を見ても、給付(還付)つき税額控除(RTC/EITC)の仕組みは複雑で、納税者泣かせです。「働いても生活が苦しいファミリー(世帯)向けの社会保障・福祉」だというのは、所得税の確定申告をしないと、給付(還付)が得られない仕組みです。こうした層の納税者は日々の生活をするのに精いっぱいです。税の申告に多くの時間を費やしてはられないのです。

(益子)年末調整で納税を終える給与所得者が多いわが国では、全員確定申告を原則に転換するのは無茶です。

(石村)申告インフラが未整備のまま、導入に走ったら、大変なことになります。

(益子)政党・政治家は、もっと現実を直視しないといけませんね。

(石村)アメリカでも、働いても生活が苦しくとも、この面倒な給付(還付)つき税額控除(RTC/EITC)を受けない人たちが多くなっています。市民団体も、還付申告は権利だとPRしているのですが……。

【表 17】 市民グループによる RTC/EITC 利用促進キャンペーン例



アメリカ人世帯の 20%は EITC 還付申告をすれば自由に使えるお金をもらっていないのです
あなたもそうなってはいけません！

(Public use)

(益子)アメリカ人世帯の 20%は、給付(還付)つき税額控除(RTC/EITC)の還付申告をしていないのですね。

(石村)そうです。それに、アメリカ連邦個人所得税の 2024 年申告(2023 年分)を例にすると、約 2,600 万世帯が、連邦の RTC/EITC 関係の還付申告をしています。しかし、過誤還付、過大還付などが原因で、生活者が税務調査に会う比率は例年 25%前後にものぼるのです。RTC/EITC の「複雑さ」がその最大の原因です。

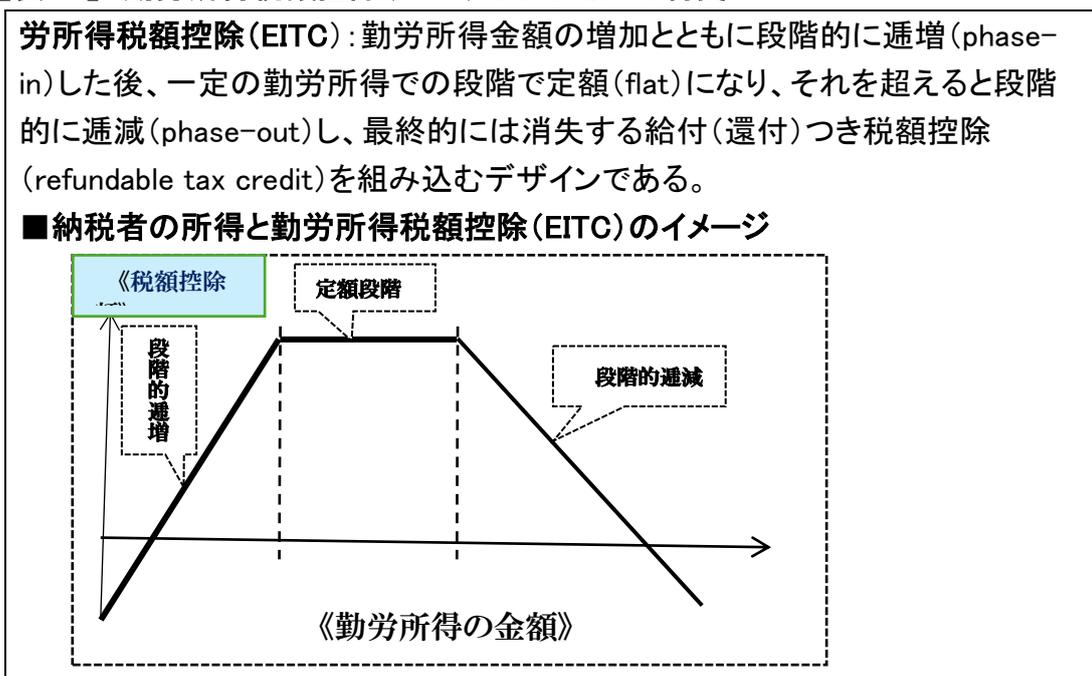
【表 18】 チャートでわかる RTC/EITC の複雑な適用要件の「負の効果」

<p>複雑な適用要件は、「税制簡素化の目標」に著しく反する！</p>
<p>① AI 申告チェックで、EITC 申告をした働いても貧しい納税者のおおむね 25%超が、毎年、過誤申告・不正申告を理由に、課税庁 (IRS) の税務調査対象に抽出される！</p>
<p>② AI 税務調査対象選定に使われるアルゴリズム (情報処理手順) は非公開であり、不透明さが問われている！</p>
<p>③ 税務調査が長引くと、還付が遅れ、生活困窮者の困窮度に拍車がかかる！</p>
<p>《厳しいペナルティ》 過大還付の場合：返納+加算金(税)</p> <p>⑤ 納税者は、単純な過誤申告 (reckless claim) を問われた場合、2 年間 EITC は適用不可 (IRC32 条 k 項 1 号 B・ii) ！</p> <p>⑥ 一方、虚偽申告 (fraudulent claim) を問われた場合、10 年間 EITC は適用不可 (IRC32 条 k 項 1 号 B・i) ！</p>

(益子) 勤労所得税額控除 (EITC) は複雑だということですが……。

(石村) 勤労所得税額控除 (EITC) の制度設計上の特質を示しておきます。

【表 19】 勤労所得税額控除 (EITC) のデザインの特質



(益子) 勤労所得を測るのに、給付額を段階的逦増 (phased-in) → 定額段階 (flat/plateau/プラトー) → 段階的逦減 (phase-out) を組み込むと、税制は複雑になりますね。納税者は、ほかに金融収入がいくらあるかも国に情報を出さないといけなくなりますね。

(石村) だから、マイナンバーで国民の個人情報をも国が広く収集し監視するのを当り前の国にしようというわけです。

(益子) そういう仕組みをつくろうという人たちが、政治資金の透明化に後ろ向きになりがちなのが気にかかりますね。

【表 20】アメリカ連邦所得税上の勤労所得税額控除 (EITC) の適用要件

① **就労 (勤労所得) 要件 (work test)** : 納税者に勤労所得があること (IRC32 条 a 項 1 号)。「勤労所得 (earned income)」には、賃金給与など労働により稼得した所得、および個人事業所得 (つまり自営業者税の 50% 部分を控除した後の自営業者利益) を含む。2025 年度の連邦所得税申告では、勤労所得 (AGI) が 18,590 ドル ~ 59,700 ドル [申告資格と扶養子ども数による] 未満であること。ただし、この金額には、利子所得、配当所得、年金給付、社会保障給付、失業保険給付、労災補償給付などは含まない。

子ども数	控除最大額 (2025)	単身者/単身世帯の勤労収入限度額	夫婦合算申告の場合の限度額
0	\$617	\$18,950	\$25,450
1	\$4,229	\$44,100	\$50,600
2	\$6,998	\$49,750	\$56,250
3 以上	\$8,046	\$53,200	\$59,700

*例えば、2025 年申告では、夫婦の総収入額 (AGI) が、50,600 ドル以下、扶養する子どもが 1 人の場合、最大で 4,229 ドルの税額控除 (EITC) を受ける資格がある。

② **投資所得制限要件 (means test)** : 「非適格所得 (disqualified income)」[「投資収入 / investment income)」、つまり、① 総所得 (AGI) に含まれる利子や配当、② 当該年に受け取ったまたは発生した非課税利子、③ 賃料またはロイヤルティ、④ 株式その他の資産の譲渡益 (キャピタルゲイン) などが、2025 年申告では、11,950 ドル以下 (2026 年度申告では 12,200 ドル) 以下であること (IRC32 条 i 項 2 号)。

- ③夫婦個別申告(MFS=married filing separately)でないこと:つまり、納税者の申告資格が、夫婦合算申告(MSJ= married filing jointly)、適格寡婦/寡夫、特定世帯主(head of household)、単身者(single)であること(IRC32 条 d 項)
- ④社会保障番号保有者であること:納税者、配偶者および配偶者の子どもが社会保障番号(SSN-Social Security Number)を保有していること(IRC32 条 c 項 1 号 E・F、32 条 m 項)。
- ⑤外国税額控除(様式 2555)をしていないこと(IRC32 条 c 項 1 号 C)。
- ⑥納税者は当該課税年を通して非居住者でないこと(つまり、合衆国市民または居住者であったこと(IRC32 条 c 項 1 号 D)。
- ⑦課税年が 12 か月未満でないこと(IRC32 条 d 項)。
- ⑧納税者に適格子どもがない場合には、25 歳以上 65 歳未満であること(IRC32 条 c 項 1 項 A・ii・II)。
- ⑨納税者に適格子どもがいる場合には、扶養する子どもは、19 歳未満、24 歳未満の学生または障害者であること(IRC152 条 c 項 3 号 A・i・ii および B)。

(益子)それから、生成 AI やフィジカル AI、ロボット、アバターなどの出現で、アメリカでは、監査法人が公認会計士(CPA)の大量解雇に踏み切っています。ソフトウェア開発が人間から AI に取って代わられる「ソース(SaaS)の死」が大きな問題になっています。それに文系大卒者の求職が厳しくなっているようです。こうした流れからすると、「働いても貧しい人(就労要件)」かどうかで、給付を決める給付(還付)つき税額控除(RTC/EITC)の仕組みは明らかに時代遅れですね。

【なぜ、「労働によって所得を得る」という従来の価値観の変容に伴う、次世代型の新たなセーフティネットの構築が急がれるのか？】

- ・ 「ソースの死(Death of SaaS= Software as a Service)」、つまり、クラウドで使うソフトウェアはすべて AI が作成し、AI エージェントが操作する。
- ・ 税理士や CPA の業務(作業)の 8~9 割は、AI エージェント/フィジカル AI/アバター* が代行する時代がくる。税理士や CPA は IT 技術を駆使し、「判断者・法解釈を含む説明者・責任者」になる？
- ・ 建築士の設計作業の多くを AI が担い、建築士は IT 技術を駆使し、「判断・設計意図・法規解釈」に集中する”方向になる？
- ・ 各種仕事分野で「離職者」の急増、転職ミスマッチによる「失業」急増のおそれ → **次世代型の新たなセーフティネット構築が急務**

* ①AI エージェント=事務作業の代行

②フィジカル AI(ヒト型ロボット) =現場作業の代行

③アバター=対面業務の代行

(石村)おっしゃるとおりです。時代的にも、生成 AI やフィジカル AI(ヒト型ロボット)/AI エージェント、アバター(分身)が人間の頭脳労働や肉体労働に代わる領域が増える時代にあります。「労働によって所得を得る」という従来の価値観の変容に伴う、次世代型の新たなセーフティネットの構築が急がれるわけです。

(益子)それなのに、コストパフォーマンス(コスパ)アメリカの給付(還付)つき税額控除(RTC/EITC)をまねようとする？

(石村)連邦における RTC/EITC の運営実態は、かなり憂慮すべき事態にあります。2025 年分の RTC/EITC 関係の総給付(還付)額(原資)800 億ドル(約 12 兆円)は、すべて納税者から徴収されたものです⁹。そして、原資の確保・徴収には約 1,200 億ドル(約 18 兆円)かかると推計されます。さらに、受給希望者である納税者には、納税(還付)申告のコストも発生します。しっかりした統計はありませんが、こうした「隠れたコスト(hidden cost)」は膨大だと考えられます。したがって、連邦の給付(還付)つき税額控除(RTC/EITC)は、明らかにコストパフォーマンスのよい制度とは言えません。税制を使わずに直接給付を行う方が、はるかに安上がりです。

【表 21】 800 億ドルの原資確保に 1,200 億ドル超の負担という逆転構造

- ・ 【2025 年分】の RTC/EITC 関係の総給付(還付)額(原資)800 億ドル(約 12 兆円)
- ・ 原資の確保・徴収には約 1,200 億ドル(約 18 兆円)かかると推計
- ・ +受給希望納税者の納税(還付)申告コスト(隠れたコスト)も膨大

(益子)コスパの悪さや労働環境の変化を踏まえると、労働能力や就労意欲の有無を前提とする給付(還付)つき税額控除/勤労所得税額控除(RTC/EITC)が、今後も有効な制度であり続けるとは考えにくいわけですね。

(石村)そういうことです。給付(還付)つき税額控除/勤労所得税額控除(RTC/EITC)では、政府(行政)が、納税(還付)申告した者に限り「働いても生活が苦しい人かどうか」をチェックしたうえで社会保障・福祉を提供する仕組みです。

わが国では、敗戦に伴うアメリカ主導の税制改革、1949 年のシャウプ勧告以降、望ましい租税原則として「公平・中立・簡素」の 3 原則がかかげられてきました。つまり、コスパのよい租税立法・税革の構築につながるのキャッチコピー(「簡素」原則)は大事にされてきたのです。

⁹ See, EITC reports and statistics. [EITC reports and statistics | Internal Revenue Service](#); 最新 (2023 年時点) 平均値 IRS, Statistics for tax returns with the Earned Income Tax Credit (EITC) [Statistics for tax returns with the Earned Income Tax Credit \(EITC\) | Internal Revenue Service](#)

【表 22】 税制改革法[1988(昭和 63)年]～税制改革の理念/租税原則

<p>第 3 条[今次の税制改革の理念]</p> <p>今次の税制改革は、租税は国民が社会共通の費用を広く公平に分かち合うためのものであるという基本的認識の下に、税負担の公平を確保し、税制の経済に対する中立性を保持し、及び税制の簡素化を図ることを基本原則として行われるものとする。</p>
--

その後の租税立法・税革では、時代の要請に応じて、「公正・活力・簡素」の 3 原則がかかげられました。ただ、総務省など政府筋によると、「公正・活力・簡素」の 3 原則の具体的な意味は、次のように説明されています。

(https://www.esri.cao.go.jp/jp/esri/prj/sbubble/data_history/7/housin05_3.pdf)

【表 23】 「公正・活力・簡素」の 3 原則の具体的な意味

<p>①公正—自立と再挑戦を支えるセーフティネットを構築した上で、「公正」を追求し、“結果の平等”より“機会の平等”を重視すること。</p> <p>②活力—人々や企業の選択を歪めず、経済社会の「活力」を最大限発揮させること。</p> <p>③簡素—納税者にとって「簡素」かつ透明で分かりやすい税制を構築し、納税者の信頼と理解を得ること。</p>

(益子)つまり、給付(還付)つき税額控除/勤労所得税額控除(RTC/EITC)は、複雑で、「簡素」の租税原則から乖離した制度です。それに、「受給希望者は金融資産や働き方などを申告し、それを行政が背番号(マイナンバー)でチェックして選別する」という、まさにデータ監視国家に近い仕組みなわけですね。

(石村)そうです。にもかかわらず、わが国では依然として RTC/EITC の導入を主張する政治勢力が主流を占めています。

(益子)このような「簡素」原則をないがしろにした「複雑」な制度設計は、一般納税者には明らかに「好ましくない」ですね。一方で、現金給付、しかも高所得者にも一律に定額を給付するのは、再分配の観点で不公平ではないかとの指摘があります。だから、給付(還付)つき税額控除(RTC/EITC)がベターなのだ、という意見もありますが。

<p>【問】 現金給付、しかも高所得者にも一律に定額を給付するのは、再分配の観点で不公平ではないか？</p> <p>【答】 現金給付額を所得課税対象に含め超過累進課税すれば、実質的には高所得層からの回収が行われることで「公平」でできるのではないか？</p>
--

(石村)しかし、この点は、現金給付額を所得課税対象に含め超過累進課税すれば、実質的には高所得層からの回収が行われることとなります。制度全体としての垂直的公平性は維持されます。やたらと「公平」原則を振りかざして税制を「複雑」にはしてはいけません。税制は「簡素」、そして「効率的」にしないとはいけません。

TV や新聞のようなリアルメディアも、「給付(還付)つき税額控除／勤労所得税額控除(RTC/EITC)万歳！」といったトーンで、集团的ノイローゼのような状況です。

(益子)制度設計における政策的視野の狭さを露呈していると言えます。

(石村)そのとおりです。近視眼的です。時代遅れの給付(還付)つき税額控除(RTC/EITC)ではなく、再分配の枠組みにとどまらない最低所得保障として、ユニバーサル・ベーシック・インカム(UBI=universal basic income)の制度設計を進めるべきです。UBI(ユービーアイ)は「普遍的基礎所得」、「最低所得保障制度」、などと邦訳されます。一言でいえば、簡素で無条件の「**定期的現金給付**」です¹⁰。

(益子)最低所得保障制度、UBI(**定期的現金給付**)は、すべての人に無条件で最低限の生活を保障する「簡素」な仕組みなわけですね。

(石村)そうです。

【表 24】 簡素な UBI(最低所得保障制度)と簡素でない RTC/EITC の対比

ユニバーサル・ベーシック・インカム (UBI=universal basic income)	米の給付(還付)つき税額控除/勤労所得 税額控除(RTC/EITC)
《税制と社会保障・福祉を分離/独立》	《税制と社会保障・福祉を一体化/統合》
①就労要件(work test)なし	① 就労要件(work test)あり
②収入制限要件(means test)なし	② 収入制限要件(means test):非適格所得(投資所得)
③個人単位	③ 家族単位
④定期的現金給付(所得)	④ 給付は勤労所得額による 。消失控除
⑤全員に給付	⑤ 申請または申告した者に給付 。つまり、税の還付申告がいる。還付申告しない人には給付(還付)がない。
⑥面倒な還付申告は要らない。	⑥「複雑」にし、国家は、個人の経済生活(プライバシー)に積極的に介入する。 「大きな政府」志向 。
⑦「簡素」で、国家は、個人の経済生活(プライバシー)の必要以上に干渉しない。 「小さな政府」志向 。	

¹⁰ 石村耕治「ユニバーサル・ベーシック・インカム(UBI)が拓く未来～給付(還付)つき税額控除／勤労所得税額控除(RTC/EITC)を超えてアメリカの実情を深掘りする!～」TC フォーラム研究報告 2026 年 2 号 [TC フォーラム研究報告 2026 年 2 号 \(2026 年 1 月\)](#) | [納税者権利憲章をつくる会/TC フォーラム](#)

(石村)そうです。現行の「選別的な支援制度に代わる新たな社会的基盤となる可能性があります。技術革新が進むなか、「労働によって所得を得る」という従来の前提が大きく揺らいでいます。就労要件の伴わない最低所得保障制度(UBI)」は、こうした時代の変化に対応し、持続できるセーフティネットとして機能します。

給付(還付)つき税額控除(RTC/EITC)の仕組みは極めて「複雑」です。なぜ複雑になるのかは、給付を税制の枠組みのなかで実施するという制度設計だからです。確定申告して給付(還付)を受ける仕組みは、年末調整などに慣れ親しんできた国にはなじまないわけです。税理士にお金を払う余裕のない還付申告に不得手な人達の税務支援をどうするかも重い課題です。単純な現金給付と比べると、給付(還付)つき税額控除(RTC/EITC)は、支援制度の構築や運用は格段に大変です。居住者全員に、無条件で一定額の現金を直接給付する方式の方が、はるかに「簡素」です。

(益子)税理士は、有償のクライアントのための確定申告の繁忙期に、膨大な数の無償の税務支援にまわるわけにはいきませんね。それに、大量の臨税(臨時の税理士)を全国に配置するのも現実的とは思えませんね。

(石村)ちなみに、アメリカでは、毎年、確定申告期に、おおむね全米 11,000 か所で 8 万人を超える無償の税務支援市民ボランティアが動員されています。

- ・ アメリカでは、複雑怪奇な「給付(還付)つき税額控除(RTC/EITC)」の申告支援に毎年、確定申告期に、おおむね全米 11,000 か所で 8 万人を超える無償の税務支援市民ボランティアを動員している。
- ・ わが国でも「臨税」を大量動員する態勢を整えるのか？
- ・ 税理士法を改正して、「税務書類の作成」/「税務相談」業務を有償独占にするのか？

【表 25】 アメリカの民間ボランティアによる税務支援プログラムの種類

- ① ボランティア所得税援助(VITA=Volunteer Income Tax Assistance)プログラム
- ② 高齢者向け税務相談(TCE=Tax Counseling for Elderly)プログラム
- ③ 学生タックスクリニック(STC=Student Tax Clinic)プログラム
- ④ 低所得納税者クリニック(LITC=Low-Income Taxpayer Clinics)プログラム
- ⑤ IRS 納税者支援センター(TAC=Taxpayer Assistance Center)
- ⑥ 軍族税務支援プログラム(IRS Military Tax Resources/ Military Tax Experts Alliance)
- ⑦ その他

(益子) 給付(還付)つき税額控除(RTC/EITC)より、現金給付の方が、簡素で効率的、コスパもいいですね。ただ、心配もあります。それは、現金給付、しかも高所得者にも一律に定額を給付するのは、再分配の観点で不公平ではないかという声です。

(石村) この点は、すでにお話したように、最低所得保障制度に基づく給付額を所得課税の対象に含め超過累進課税すれば、実質的には高所得層からの回収が行われることとなります。制度全体としての垂直的公平性は維持されます。したがって、問題はないと思います。逆に、高所得層を除外するのは、「見せかけの公平」です。給付額を非課税にしたり、所得制限を設ける方が、制度をはるかに「複雑」にし、コスパを悪くします。



(Public use)

(益子) それに、生成 AI やフィジカル AI、ロボテックのような「先端テクノロジーによる雇用喪失に先取り対応したセーフティネット構築の必要性」ですね。

(石村) そういうことです。最低所得保障制度として、コスパのよいユニバーサル・ベーシック・インカム(UBI/**定期的現金給付**)がベターということです。それに、社会のセーフティネットとして「税」と「社会保障・福祉」とは、分離しておいた方が安心・安全です。制度設計も「簡素」になりますし……。

(益子) こうした制度設計を積極的に進めるためにも、「食料品消費税ゼロ」の意味は「食料品消費税**ゼロ税率(0%で課税/免税)**」でないといけないということですね。

《本当に「生活者ファースト」で「簡素」な制度設計とは》

- 「食料品消費税**ゼロ税率(0%で課税/免税)**」+「ユニバーサル・ベーシック・インカム(UBI/**定期的現金給付/最低所得保障制度**)」
- ✖「食料品消費税**非課税**」+「給付(還付)つき税額控除(RTC/EITC)」

(石村) そういうことです。生活者ファーストを掲げるなら、食料品を消費税**ゼロ税率(0%で課税/免税)**にするとともに、ユニバーサル・ベーシック・インカム(UBI/**定期的現金給付**)、つまり「最低所得保障制度」の導入を進める必要があるということです。

益子税理士、先見性のある数々のご意見に感謝申し上げます。

【参考文献】

- ・石村耕治「オーストラリアの物品サービス税(GST)法制の分析」白鷗法学第 22 巻 2 号(通巻第 46 号)(2016)
<https://hakuoh.repo.nii.ac.jp/record/2012/files/KJ00010216819.pdf>
- ・石村耕治「消費税の今後:複数税率化と仕入税額控除」白鷗大学法科大学院紀要 8 号 <https://hakuoh.repo.nii.ac.jp/record/590/files/KJ00009610779.pdf>
- ・石村耕治「EU 付加価値税における事業者の仕入税額控除権の分析 ~EU の租税法律主義の“見える化”も射程に」2024 年 TC フォーラム研究報告 2024 年 2 号(2024 年 10 月)
<http://tc-forum.net/wordpress/wp-content/uploads/2024/10/c4b8311a3b01bd910ce0eedc6d4fe63e.pdf>
- ・学校/教育サービスへの消費課税上の支援措置の見直し~ゼロ税率採用の是非の観点からの分析として、石村耕治「規制緩和時代の私立大学運営と税財政法務」獨協法学 91 号 491 頁以下参照
<https://dokkyo.repo.nii.ac.jp/record/323/files/P-095-D83h-91-5.pdf>
- ・日本医師会「平成 25 年度医療に関する税制に対する意見書」(2012 年)
https://www.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20120822_31.pdf
- ・JTI オーストラリア税務実務視察研修報告書 国民税制研究 2 号(国民税制研究所、2016 年) [国民税制研究 第2号 | 国民税制研究所](#)
- ・篠原 正博「ニュージーランドの GST 導入時における制度設計の議論」(2021 年)
<https://www.chuo-u.ac.jp/uploads/2021/06/discussno349.pdf>
- ・NZ 財務省の調査報告書 Christopher Ball, John Creedy and Michael Ryan, Food Expenditure and GST in New Zealand (2014). [Working Paper 14/07 - Food Expenditure and GST in New Zealand](#)
- ・Alida van Klink, “How to Zero-Rate the GST on Food: Best and Worst Practice from the United Kingdom, Canada, and Australia,” (2012) SSRN [How to Zero-Rate the GST on Food: Best and Worst Practice from the United Kingdom, Canada, and Australia by Alida van Klink, Chye-Ching Huang :: SSRN](#)
- ・OECD, Consumption Tax Trends 2024 (2024) [Consumption Tax Trends 2024 | OECD](#)
- ・南アフリカ共和国での消費税(VAT)へのゼロ税率導入論議について、Recommendations on Zero Ratings in the Value-Added Tax System (August 2018)
[Microsoft Word - VAT Panel Final Report 6 August 2018.docx](#)
- ・ニュージーランドでのすべての飲食料品への消費税(GST)ゼロ税率導入/食料品免税をする議員立法案[Goods and Services Tax (Removing GST from Food)]

Amendment Bill] [Goods and Services Tax \(Removing GST from Food\) Amendment Bill 16-1 \(2024\), Members Bill Contents – New Zealand Legislation](#)

- Ioanna Katiforis & Claire Smith, “GST removal Bill shot down after first reading,” University of Otago Newsroom (March 3, 2024). [Cut GST on all food, then go further for families](#)
- Shanti Mathias, “Rawiri Waititi’ s member’ s bill to remove GST from food, explained,” The SPINOFF (March 20, 2024. [Rawiri Waititi’ s member’ s bill to remove GST from food, explained | The Spinoff](#)
- Wandisa Mjindi, The analysis of Value Added Tax, the effects of zero-rated VAT and exempt supplies (2021, University of KwaZulu-Natal)
- William Chandler *et al.*, VAT Exemptions, Embedded Tax, and Unintended Consequences (2025, World Bank, Policy Research Working Paper 11120)
- 石村耕治「EU 付加価値税における事業者の仕入税額控除権の分析」租税理論研究叢書 35(2025 年、財経詳報社)
- 石村耕治「ユニバーサル・ベーシック・インカム(UBI)が拓く未来～給付(還付)つき税額控除／勤労所得税額控除(RTC／EITC)を超えてアメリカの実情を深掘りする！～」TC フォーラム研究報告 2026 年 2 号 [TC フォーラム研究報告 2026 年 2 号 \(2026 年 1 月\) | 納税者権利憲章をつくる会/TC フォーラム](#)